

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

仮名では消費税仕入税額控除不可の判決

Q：「仮名」での消費税の仕入税額控除の適用を巡って争われていた裁判の判決が出たようですが、その内容を教えてください。

A：「仮名」の仕入先を帳簿に記載した場合には消費税の仕入税額控除の適用は認められないとの判決が下されました。

【解説】

今回の裁判は、医薬品の現金卸売問屋を営む同族会社が原告となったもので、仮名の仕入先を帳簿に記載した場合に消費税の仕入税額控除の適用が認められるか否かを巡り争われていたものです。

東京地裁は、納税者の主張を退け、仮名の仕入先による仕入税額控除は認められないとした税務署の更正処分を全面的に支持する判決を下しました。

今回の裁判の争点のひとつは、帳簿に記載された仕入相手の名称が仮名の場合、現実に課税仕入が行われている場合であっても仕入税額控除が認められないのか否かという点でした。その点については、今回の判決により、たとえ現実に仕入取引の実体がある場合であっても帳簿に真実の仕入先名等が記載されていない場合には、仕入税額控除が認められないこととなります。

また、判決では、「仕入先を仮名とするような仕入取引は改善されるべき」と指摘しています。業種、業態によってはこれまでの取引慣行の見直しが必要となる可能性も高いでしょう。

